

令和 3 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 6月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 所管事務調査 | 30 |
-

令和 3 年 6 月 1 8 日 (金曜日)

総務委員会会議録

令和3年6月18日 金曜日

午前10時02分開議

午後 1時53分開議（実時間163分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第51号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）
1. 議案第75号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分）
1. 議案第53号・専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市一般会計補正予算・第18号）
1. 議案第55号・専決処分の報告及びその承認について（令和3年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分））
1. 議案第52号・専決処分の報告及びその承認について（八代市市税条例等の一部を改正する条例）
1. 議案第57号・和解について
1. 議案第61号・財産の取得について（八代市新庁舎備品（事務机、ロッカー））
1. 議案第62号・財産の取得について（八代市新庁舎備品（ワゴン、スクリーン、ホワイトボード））
1. 議案第63号・財産の取得について（八代市新庁舎備品（事務椅子、ロビーチェア、パーティション、中軽量ラック））
1. 議案第64号・財産の取得について（八代市新庁舎備品（収納庫、システム収納庫、移動書架））
1. 議案第65号・財産の取得について（八代市新庁舎備品（会議用机、会議用椅子、カウンター、記載台））
1. 議案第76号・財産の取得について（消防用小型動力ポンプ（車載）9台、消防用小型動力ポンプ（台車）2台）

1. 議案第77号・財産の取得について（消防用小型動力ポンプ軽積載車4台）
1. 議案第78号・財産の取得について（消防用小型動力ポンプ普通積載車3台）
1. 議案第68号・あらたに生じた土地の確認について
1. 議案第69号・町区域の変更について
1. 議案第70号・八代市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
1. 議案第71号・八代市手数料条例の一部改正について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査（組織機構の再編について）（八代市地域防災計画の修正について）（令和3年度企画政策課において策定予定の計画について）

○本日の会議に出席した者

委員長	橋本幸一君
副委員長	金子昌平君
委員	太田広則君
委員	中村和美君
委員	成松由紀夫君
委員	橋本徳一郎君
委員	堀徹男君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長	尾崎行雄君
財務部次長	岩瀬隆敏君
財政課長	續良彦君

市民税課長	山内 真奈美 君
理事兼資産税課長	機 智三郎 君
契約検査課長	岩崎 伸一 君
市民環境部	
市民活動政策課長 (消費生活センター所長兼務)	吉井 光博 君
市民課長	上角 愛美子 君
総務企画部	
総務企画部次長	廣兼 和久 君
理事兼復興推進課長	宮川 武晴 君
危機管理課長	西村 一章 君
文書統計課長	加来 康弘 君
企画政策課長	辻田 美樹 君
市長公室	
秘書広報課長	梅野 展文 君
人事課長	田中 博己 君
建設部	
新庁舎建設課長	豊田 浩市郎 君
新庁舎建設課 新庁舎建設係長	門司 良太 君
経済文化交流部	
理事兼商工・港湾 振興課長	田中 孝 君

○記録担当書記 村上 政資 君

(午前10時02分 開会)

○委員長(橋本幸一君) 定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第51号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第3号(関係分)

○委員長(橋本幸一君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第51号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分を議

題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等及び歳出の第2款・総務費について、財務部から説明願います。

○財務部長(尾崎行雄君) 皆様、おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)財務部の尾崎でございます。よろしくお願いたします。

本日、総務委員会に付託されました議案につきまして、まず、予算議案の第51号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第3号の歳入及び歳出の総務費並びに議案第75号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第4号の歳入を、岩瀬財務部次長が説明いたします。

また、事件議案のうち、予算の専決処分に係る議案第53号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第18号の歳入及び歳出の総務費と諸支出金並びに議案第55号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第2号の歳入を岩瀬財務部次長が説明いたします。

その他の事件議案の第52号と57号及び61号から65号までと76号から78号までに加え、68号、69号並びに条例議案の第70号と71号の14の議案につきまして、関係各課長が説明いたします。よろしくお願いたします。

○財政部次長(岩瀬隆敏君) おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)財務部の岩瀬でございます。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長(橋本幸一君) はい、どうぞ。

○財政部次長(岩瀬隆敏君) それでは、別冊となっております議案第51号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第3号をお願いいたします。

1ページをお願いします。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ5億130万円を追

加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ679億890万円としております。

また、第2条で債務負担行為の補正を、第3条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては4ページをお願いいたします。

まず、第2表、債務負担行為補正でございますが、住民基本台帳ネットワークシステム機器リース経費〔追加分〕として、令和4年度から同6年度まで、限度額166万7000円を追加しております。なお、内容は、後ほど歳出で説明いたします。

次の第3表、地方債補正でございますが、市有財産管理事業では、補正前の890万円から240万円を減額し、補正後の限度額を650万円としております。

次の観光施設整備事業では、4520万円に720万円を追加し、補正後の限度額を5240万円、次の道路整備事業では8億6970万円に2760万円を追加し、補正後の限度額を8億9730万円、次の公園整備事業では、1800万円に840万円を追加し、補正後の限度額を2640万円、最後の災害復旧事業では76億9980万円に1410万円を追加し、補正後の限度額を77億1390万円としております。なお、内容は後ほど歳入、款22・市債で説明をいたします。

それでは、総務委員会付託分につきまして、まず、歳入を説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款11、項1、目1、節1・地方交付税で1601万4000円を追加しております、今回の補正予算の一般財源でございます。

次の款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金で7422万円を追加しております。内訳としまして、通知カード・個人番号カード関連事務補助金1663万円は、個人番号カー

ド、いわゆるマイナンバーカードの交付率を高めるため、受付センターの開設に要する経費を補助する国の補助金で、補助率は10分の10でございます。

次の地方創生テレワーク交付金2991万8000円は、昨今のコロナ禍におけるリモートワークなど、新しい働き方が求められていることから、企業誘致対策事業として実施するプログラミングスクール及びコワーキング施設やサテライトオフィス整備等に要する経費の一部を補助する国の交付金で、交付率は4分の3でございます。

次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1886万7000円は、コワーキング施設等の企業誘致対策事業やサーマルカメラ、デスクパーテーションを購入する新型コロナウイルス感染症対策事業などに要する経費の一部を補助する国の交付金でございます。

次の外国人受入環境整備交付金230万5000円は、市内に居住する外国人市民のため、多言語通訳システムや母国語交流員を配置する経費を補助する国の交付金で、交付率は運営分が2分の1、整備分が10分の10でございます。

次の宅地嵩上げ安全確保事業補助金650万円は、令和2年7月豪雨で被災した旧坂本支所付近での一体的なまちづくりの推進を目的とした関係機関との協議資料の作成に要する経費を補助する国の補助金で、補助率は2分の1でございます。

次の目2・民生費国庫補助金、節2・児童福祉費補助金で1億3882万9000円を追加しております。

このうち、子ども・子育て支援整備交付金1432万9000円は、放課後児童クラブの運営に必要な環境整備を図るための放課後子ども環境整備事業の補助対象経費の一部を補助する国の交付金で、交付率は3分の2でございます。

す。

また、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金1億2450万円は、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯に、児童1人当たり一律5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の経費を補助する国の交付金で、交付率は10分の10でございます。なお、独り親の子育て世帯への給付事業は、これに先立ちまして、本年4月14日に専決処分いたしましたので、その際説明いたします。

次の目4・土木費国庫補助金、節1・道路橋梁費補助金で5559万円を追加しております。これは、国の社会資本整備総合交付金の増額内示に基づき、調整したものでございます。

内訳ですが、道路維持事業分としましては、道路ストック点検・修繕事業交付金897万5000円と交通安全施設整備事業交付金300万円が事業費の追加分を補助する国の交付金で、交付率は2分の1でございます。

また、市内一円道路改良事業分としましては、東西アクセス線改良事業交付金1281万5000円、永碓町高島町線改良事業交付金2695万円、氷川高校前線改良事業交付金1100万円、竜西幹4号線改良事業交付金550万円、上片町宮地町2号線改良事業交付金550万円が事業費の追加分を補助する国の交付金で、交付率は10分の5.5でございます。なお、宮地町4号線改良事業交付金は、減額内示により1815万円を減額しております。

9ページにかかりまして、節2・都市計画費補助金で1240万5000円を追加しております。これも、国の社会資本整備総合交付金の増額内示に基づき、調整したものでございます。公園のバリアフリー化や公園施設の長寿命化計画策定のため、都市公園安全・安心対策緊急支援事業交付金592万5000円、公園施設長寿命化対策支援事業交付金648万円が事業費の追加分を補助する国の交付金で、交付率

は2分の1でございます。

次の目5・教育費国庫補助金、節1・教育総務費補助金で、公立学校情報機器整備費補助金574万2000円を追加しております。これは、GIGAスクール構想の実現に向けたICT機器の準備・操作、メンテナンスの支援等を行いますICTサポーターの追加配置に必要な経費を補助する国の交付金で、交付率は2分の1でございます。

次の節5・特別支援学校費補助金で、公立学校情報機器整備費補助金58万5000円を追加しております。これは、感染症拡大の中でも学びの継続を確保できる教育のICT化のため、支援学校高等部の生徒1人1台の端末整備に必要な経費の一部を定額補助する国の補助金でございます。

続きまして、款16・県支出金、項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務管理費補助金で3918万1000円を追加しております。このうち、熊本地震復興基金交付金3000万円は、被災宅地復旧支援事業が今年度事業終了のため、当初を上回る申請が見込まれますので、不足分に係ります県の交付金でございます。

次の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金328万円は、公民館及び図書館における新型コロナウイルス感染症対策事業に要する経費の一部を補助する県の交付金で、交付率は2分の1でございます。

次の豪雨被災者等支援交付金590万1000円は、令和2年7月豪雨により被災した自治公民館等の復旧のため、自治公民館再建支援事業(豪雨災害)及び地域コミュニティ施設等再建支援事業(豪雨災害)に要する経費を補助する県の交付金で、交付率は市補助対象額のそれぞれ9分の4及び10分の10でございます。

次の目2・民生費県補助金、節2・児童福祉費補助金で放課後児童クラブ整備費補助金35

8万2000円を追加しております。これは、先ほどの民生費国庫補助金と同じく、放課後子ども環境整備事業の補助対象経費の一部を補助する県の補助金で、補助率は6分の1でございます。

次の目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で5053万4000円を追加しております。内訳ですが、担い手づくり総合支援交付金1988万8000円は、経営規模の拡大や多角化に向けて農業用機械等を導入する5経営体に対するもの、攻めの園芸生産対策事業補助金1855万6000円は、品質向上などの生産支援対策に向けて機械等を導入する6経営体に対するもの、園芸産地における事業継続強化対策事業補助金109万円は、国土強靱化の取組の加速化のため、園芸産地の非常時対応能力向上に向けた事業に対するもの、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金1100万円は、新たに防災ため池に選定された坂本地区のため池8か所のハザードマップ作成に係る経費に対するもので、いずれも補助率は補助対象経費の10分の10でございます。

では、10ページをお願いいたします。

款18、項1・寄附金、目6、節1・災害復旧費寄附金で豪雨災害寄附金178万5000円を追加しております。これは、坂本復興応援事業（豪雨災害）及び広域交流センターさかもと館（道の駅）管理運営事業（豪雨災害）に要する経費の一部に充てるものでございます。

次の款19・繰入金、項1・基金繰入金、目1、節1・地域福祉基金繰入金で990万円を追加しております。これは、当初解体を予定しておりました旧おおぞら授産所を、障害者の就労継続支援事業所が行う紙類の分別作業等の作業所として活用することとなったため、作業所の整備に要する経費に充てるものでございます。

次の目6、節1・ふるさと八代元気づくり応

援基金繰入金で893万2000円を追加しております。これは、八代港ポートセールス事業として、本市をはじめ、県内の加工品・農産品の輸出促進とPR活動の一環として、八代港の国際コンテナ定期航路で用いるラッピングコンテナの購入に要する経費に充てるものでございます。

次の目18、節1・八代市日本遺産活用推進基金繰入金で340万1000円を追加しております。これは、八代市日本遺産活用協議会が行うガイドブック・パンフレット作成等の事業に係る市負担分に充てるものでございます。

続いて、11ページの款21・諸収入、項4、目5、節8・雑入で2570万円を追加しております。このうち、自治総合センターコミュニティ助成金1850万円は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金を活用して、まちづくり協議会などが行う備品整備等に要する経費の一部を助成するものでございます。

次の熊本県企業局荒瀬ダム撤去対策事業負担金720万円は、令和2年7月豪雨の影響で延期しておりました荒瀬ダムボートハウス跡地整備について、国・県との協議が終了したことから、駐車場の整備に要する経費の一部に充てるものでございます。

次の款22、項1・市債、目1・総務債、節1・総務管理債で市有財産管理事業240万円を減額しております。これは、先ほど地域福祉基金の繰入れで申しました、旧おおぞら授産所を解体しないこととなったため、減額するものでございます。

次の目5・商工債、節1・観光債で荒瀬ダム撤去対策事業720万円を追加しております。これは、先ほど諸収入で申しました、荒瀬ダムボートハウス跡地整備に要する経費の一部に充てるもので、充当率100%の過疎債でございます。

次の目6・土木債、節1・道路橋梁債で市内一円道路整備事業2760万円を追加しております。これは、先ほど土木費国庫補助金で申しました市内一円道路改良事業に要する経費の一部に充てるもので、充当率90%の公共事業等債と充当率95%の合併特例債、充当率90%の地方道路等整備事業債でございます。

次の節4・都市計画債840万円のうち、都市公園安全・安心対策緊急支援事業で530万円、公園施設長寿命化対策支援事業で310万円を追加しております。これも、同様に公園施設整備等に要する経費の一部に充てるもので、どちらも充当率90%の公共事業等債でございます。

次の目9・災害復旧債、節2・その他公共・公用施設災害復旧債1030万円のうち、市庁舎管理運営事業(坂本支所)380万円は、坂本支所管内の復旧・復興を推進するため、公用車3台を購入する経費に充てるものでございます。また、復興推進事業650万円は、先ほど総務費国庫補助金で申しました、旧坂本支所付近での一体的なまちづくりの推進に要する経費に充てるものでございます。

次の節3・文教施設災害復旧債で、自治公民館再建支援事業380万円を追加しております。これは、先ほど総務費県補助金で申しました自治公民館の復旧経費の一部に充てるもので、いずれも充当率100%の災害復旧事業債でございます。

以上が歳入の説明でございます。

続いて12ページをお願いいたします。総務費の歳出でございます。

款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費では530万5000円を追加しております。このうち、国際理解と外国人支援事業291万8000円は、先ほど歳入の国庫支出金で申しましたとおり、市内に居住する外国人市民が安心して相談できる体制整備のため、多

言語通訳システムや母国語交流員の配置に要する経費でございます。また、新型コロナウイルス感染症対策事業(安全衛生)238万7000円は、職員の新型コロナウイルスの感染事例が発生したことを踏まえ、職員同士の感染防止対策の強化と安全・安心な市民サービスを提供するため、執務机等に設置するデスクパーティションを購入するものでございます。

次の目4・財産管理費では、111万7000円を追加しております。このうち、市有財産管理事業273万3000円の減額は、先ほど歳入の繰入金及び市債で申しましたとおり、当初、解体を予定しておりました旧おおぞら授産所を、障害者の就労継続支援事業所が行う紙類の分別作業等の作業所として活用することとなったことから、不用となった解体工事の設計業務委託料を減額するものでございます。また、市庁舎管理運営事業(坂本支所)(豪雨災害)385万円は、先ほど歳入の市債で申しましたとおり、坂本支所管内の復旧・復興を推進するため、公用車3台を購入する経費でございます。

次の目5・企画費では、2040万円を追加しております。このうち、復興推進事業1300万円は、先ほど歳入の国庫補助金及び市債で申しましたとおり、令和2年7月豪雨で被災した旧坂本支所付近での一体的なまちづくりの推進を目的とした関係機関との協議資料の作成に要する委託料でございます。また、自治総合センターコミュニティ助成事業740万円は、先ほど歳入の諸収入で申しましたもののうち、今年度は高田まちづくり協議会、興善寺町内会及び本野町町内会の3団体が行う備品整備に要する経費の一部を補助するものでございます。

次に13ページの項3、目1・戸籍住民基本台帳費では、番号制度導入事業1663万円を追加しております。これは、先ほど国庫支出金で申しましたマイナンバーカードの交付率を高

めるため、イオン八代ショッピングセンター内にマイナンバーカード受付センターを開設するための番号制度導入事業に要する経費でございます。

このうち、節1・報酬から節8・旅費までは会計年度任用職員の人件費等。節11・役務費392万3000円は、郵便料など。節13・使用料及び賃借料450万4000円は、会場使用料や事務用品のレンタル料、住基ネットワークシステムの機器リース料などでございます。なお、第2表、債務負担行為補正で申しましたように、機器リースにつきましては、令和6年度までの債務負担行為を設定いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 12ページの歳出の企画費の部分で自治総合センターコミュニティ助成事業ですね。3件、今年取れたということだったんですけど、どこの町内会、自治会あたりもこういった助成金、補助金というのは渴望されていると思うんですね。今回は3件ということなんですけど、大体何件ぐらい申請されて、達成率というか、獲得率というか、どれぐらいの成功率というかですね、助成金をいただけたのかなと、まず1点お願いします。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（吉井光博君） よろしく願いします。

令和3年度はですね、町内会が4件ありまして、2件が採択。協議会のほうから1件の申請で1件です。（委員成松由紀夫君「大きい声でよかですか、大きい声で。マイクに近づいて」と呼ぶ）申し訳ありません。町内会のほうが、4件申請がありまして、2件の採択でございます。まちづくり協議会のほうが、1件の申請で1件の採択でございます。

○委員（堀 徹男君） 高確率で取れているというような感じがします。その申請をするに当たって、順番待ちでされてる町内とか、自治会とかもあるんですかね。もう単年度、単年度で一発勝負で出して成功しているのか。それとも順番を待って出しているから、こんないい獲得率で入っているのかなと。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（吉井光博君） 毎年毎年申請される場所もありますので、何年か不採択のある町内もあります。町内会についてはですね、採択されたのは今年度が初めてでございます。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（太田広則君） すいません。ちょっと地元のことで、確認の意味でちょっと聞きたいんですが、12ページですね、財産管理費、市有財産管理事業で解体工事がですね、減額になって、事業所をやるというところで、今後のことだろうと思うんです。いつ頃開設予定。この予算が通った後に、繰入金990万で何か整備をされるというふうにお聞きしておりますが、B型就労支援事業所でどういった事業所がされるのでしょうか、もし分かれば教えていただきたいんですが。（「担当課がおらん」と呼ぶ者あり）分かんね。はい、分かりました。（「自分で聞いてください」と呼ぶ者あり）はい、分かりました。はい。いいです。大丈夫です。

答えれる範囲分かりますか。

○財務部長（尾崎行雄君） はい。分かる範囲で。

たしかですね、事業所が健康福祉部のほうにですね、相談されて、整備費自体はですね、早めに着工されて、もうそろそろ始められる頃じゃなかったかと。（委員太田広則君「まだ全然何もつくってないんで」と呼ぶ）まだ現場はま

だなんですかね。（委員太田広則君「まだ何もないです」と呼ぶ）そうですか。できるだけ早くですね、整備されて使えるようにというような話は聞いておりますが、すいません、詳細については。（委員太田広則君「分かりました。承知しました。すいません、失礼しました」と呼ぶ）

○委員（成松由紀夫君） ちょっと今の関連なんですけど、旧おおぞら授産所のこの地域福祉基金繰入金の990万円と、解体費の要は市有財産管理事業240万。解体予定だった分が240万浮いたという、解体しないから浮いたという話でしょう。990万のこの地域福祉基金というところの繰入れの考え方、財政的な考え方をちょっと。こういうことでこうですよというのをちょっと教えていただければ。

○財務課長（續 良彦君） 財務課の續でございます。

地域福祉基金自体は、もともと各地域福祉、広くですね、活用するために、いろいろ寄附とかそういったものをいただいたものから基金を構成しているものでございます。

今回の障害者の方のですね、就労支援、雇用の場に資するという観点から、この地域福祉基金の目的とする福祉のですね、向上に役立つものということで、地域福祉基金を今回活用させていただいているというものでございます。

○委員（成松由紀夫君） そういったことで活用できたということで、今、太田委員からあったんですが、早い段階で開所式が行われて、私も議会代表で市長とともにいった後、なかなか施設内部が使えないというような状況で、雨にしても、そして、これから夏場になっていく部分でですね、やっぱりなかなか劣悪な環境だなどいうのを現場を見てまいりました。その間、橋本委員長もそうなんですけど、何名か議員も視察した中でですね、一日も多分早くというようなことで、今、中が使えるようになって、壁を

仕切らないと消防法上の問題とかいろいろあって、担当課も非常にその後スピーディーに対応して、今、中が使えるようになった状態ということで、あと多少空調の問題等々もあるみたいなんですけど、もうこれから暑いですからね。それと梅雨の中という状況もあるので、団体の皆さん非常に喜んでおられて、非常にスピード感を持った対応だったということで、財政当局と福祉部局が連携して、しっかり対応されたたのではないかなと思いますので、引き続き、障害をお持ちの方々、なかなかですね、そういう劣悪な状況で、言葉で出せなかったり、態度で出せなかったり、そういうことで、何か事故でもですね、起きたら非常にまずいところもあるので、今みたいなような状況で、ぜひスピード感を持った対応を、引き続きお願いしたいと思います。大変団体の皆さん感謝されておりました。

以上です。

○委員（橋本徳一郎君） ちょっと今関連のところで教えていただきたいんですけど。

最初、この部分が解体ということで話がなあって、また使われたというところの経緯、これは文教福祉委員会になるんですかね。分かる範囲でというところで。

○委員長（橋本幸一君） そこは微妙なところでございますので、内容については文教福祉委員会のほうの所管に任せていただきたいと思います。

予算に関することということで、そこで。

○委員（橋本徳一郎君） 場所についてもちょっと質問というか、説明会のときにでもですね、場所的にも、交通的にも危ない場所というふうに聞いたもんだからですね、その辺も。

（委員成松由紀夫君「それは担当課に言いなせ」と呼ぶ）分かりました。

○委員（中村和美君） 坂本支所の11ページの公用車3台ということですけど、どういう車

種というか、計画はしてあるかは分かりますか。

○財務課長（續 良彦君） 内訳といたしましては、軽自動車が2台と普通のバンタイプが1台というところで考えています。

○委員（中村和美君） それで結構だと思えますけど、ただ、坂本は山間部が多いですので、1つは4駆ぐらいもですね、入れなさったほうが安全な運転ができるんじゃないかなと思ってます。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） 意見としてですね。

○委員（中村和美君） はい。

○委員（橋本徳一郎君） その下のですね、坂本支所の設計概略ということの委託費が出てるんですけど、具体的にどういう形のものまでができるのかなとお聞きしたいんですけど。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）復興推進課、宮川でございます。よろしく願いいたします。

今、委員お尋ねになりました坂本支所周辺の概略設計の業務の内容でございますけれども、支所周辺ですね、おおむね7ヘクタール程度、あの辺一帯を測量を、基準点測量であったり、水準測量であったり、地形測量などを行いまして、まず現況を押さえると。その上で、基本設計といたしまして、道路設計であったり、敷地設計などを行いまして、この支所周辺ですね、グラウンドレベルでのどういった形を今後つくっていくかというようなものをつくり上げたいと思っております。

以上でございます。

○委員（橋本徳一郎君） 分かりました。この辺の支所の再建についても、いろいろ住民の方、意見を持ってらっしゃるのでですね、ぜひその住民の意見も聞きながら、反映していただきたいと思えます。意見です。

○委員長（橋本幸一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（金子昌平君） 意見で、国際理解と外国人支援事業なんですけれども。

外国人技能実習生の方がですね、結構八代は多くいらっしゃると思います。また、この方々は住民税とかですね、払っていらっしゃると思いますので、市民と同等のサービスがですね、できるように対応をしっかりといただきたいなと思います。

また、マイナンバーカードのことなんですけれども、庁舎での受付時間が9時から4時までなんですかね。マイナンバーカード交付申請の。あと、子育て世代だとですね、子供と一緒に連れていかないと子どもの申請もできないということで、子育て世代が、なかなかその時間内に行くことができないという声が結構ありましたので、今回の事業はそういったことになんか効果的かなと思いますので、周知徹底のほうをですね、よろしく願いしたいなと思えます。

以上です。

○委員（橋本徳一郎君） マイナンバーのことですね。こちらも費用をかけてということなんですけど、普及率が、八代市がたしか23%という説明を聞いてますけど。これをつくるメリットというのがはっきり分からないというかですね、実感できないというのが正直なところかなと思います。普及するには、私としても、マイナンバー自体のメリットというのはあまり感じないところなんですけど、この辺についての説明などをですね、きちっとした上で、事業などを進めていただけたらなと思えます。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第51号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分については原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分）

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第75号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○財政部次長（岩瀬隆敏君） 財務部の岩瀬でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。失礼ながら着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○財政部次長（岩瀬隆敏君） それでは、別冊となっております議案第75号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第4号をお願ひいたします。1ページをお願ひします。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ2億5000万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ6億81億5890万円としております。

また、第2条で地方債の補正をお願ひしておりますが、内容につきましては3ページをお願ひします。

第2表、地方債補正でございますが、災害復旧事業の限度額を補正前の77億1390万円から8420万円を追加し、補正後の限度額を77億9810万円としております。なお、内

容は後ほど款22・市債で説明をいたします。

それでは、総務委員会付託分について、歳入のみとなりますが、説明いたします。7ページをお願ひいたします。

款11、項1、目1、節1・地方交付税で1804万3000円を追加しておりまして、今回の補正予算の一般財源でございます。

次の款15・国庫支出金、項1・国庫負担金、目3・災害復旧費国庫負担金、節1・公共土木施設災害復旧費負担金で、道路橋梁施設災害復旧費負担金4735万7000円を追加しております。

これは、本年5月15日から5月27日にかけての梅雨前線豪雨で被災した施設の災害復旧経費の国庫負担金でございまして、負担率は66.7%でございます。

次の項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2246万2000円を追加しております。これは、学校及び幼稚園における感染予防対策として、保健衛生用品の購入等に要する経費の一部に交付されるものでございます。

次の目2・民生費国庫補助金、節1・社会福祉費補助金で新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金5583万8000円を追加しております。これは、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、国の新たな制度としての生活困窮者自立支援金について、対象要件を満たす生活困窮世帯に支給する経費に交付されるもので、交付率は10分の10でございます。

8ページをお願ひします。

目5・教育費国庫補助金では2060万円を追加しております。内訳としましては、節2・小学校費補助金で、学校保健特別対策事業費補助金（小学校）1180万円のほか、節3・中学校費補助金720万円、節5・特別支援学校

費補助金160万円で、先ほど申しました臨時交付金と同様に、学校における感染予防対策として保健衛生用品の購入等に要する経費の一部を補助するもので、補助率は2分の1でございます。

次に、款16・県支出金、項2・県補助金、目7・教育費県補助金、節4・幼稚園費補助金で、熊本県私立幼稚園等緊急環境整備費補助金150万円を追加しております。これも、先ほど申しました臨時交付金と同様に、幼稚園における感染予防対策として、保健衛生用品の購入等に要する経費の一部を補助するもので、補助率は2分の1でございます。

続きまして、款22、項1・市債、目9・災害復旧債、節1・農林水産業施設災害復旧債650万円のうち、農業施設災害復旧事業430万円は、農道など10か所の土砂撤去等に要する経費の一部に充てるもの、また、林道施設災害復旧事業220万円は、林道4路線の土砂撤去等に要する経費の一部に充てるもので、どちらも充当率65%の災害復旧事業債でございます。

次の節4・公共土木施設災害復旧債7770万円のうち、道路橋梁施設災害復旧事業5700万円は、市道32路線の落石・倒木撤去や路肩の補強等に要する経費に充てるもの、また、河川施設災害復旧事業2070万円は、12の河川の護岸補強や堆積土砂撤去等に要する経費に充てるもので、どちらも充当率100%の災害復旧事業債でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第75号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号・専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市一般会計補正予算・第18号）

○委員長（橋本幸一君） 次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第53号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第18号中に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、歳入等及び歳出の第2款・総務費及び歳出の第12款・諸支出金について財務部から説明を求めます。

○財政部次長（岩瀬隆敏君） 財務部の岩瀬でございます。引き続き、よろしく願いいたします。失礼しまして着座にて説明いたします。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○財政部次長（岩瀬隆敏君） それでは、議案書の11ページをお願いいたします。

議案第53号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。12ページをお願いいたします。

専決第5号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第18号で、内容は3月定例会後にふるさと納税寄附金の確定のほか、地方交付税の増額など、歳入予算の調整を図る必要から、令和3年3月31日に専決処分を行ったものでございます。

それでは、15ページをお願いします。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ7220万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ950億223万2000円としております。

また、第2条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては17ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございますが、1つ目の追加で歳入欠かん債を追加し、次の2つ目変更で、減収補てん債及び臨時財政対策債の限度額を増額しております。なお、内容は後ほど、歳入、款21・市債で説明いたします。

それでは、歳入を説明いたします。21ページをお願いいたします。

款1・市税、項1・市民税、目1・個人、節1・現年課税分で1030万円を減額。また、次の項2、目1・固定資産税、節1・現年課税分で800万円を減額しております。いずれも、令和2年7月豪雨災害による被災減免によるものでございます。

次の款2・地方譲与税、項1、目1、節1・地方揮発油譲与税で650万円を減額しております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による減収でございます。

22ページをお願いいたします。

上段の款10、項1、目1、節1・地方交付税で8億130万円を追加しております。これは、令和2年7月豪雨の影響等による増額分でございます。

中段の款17、項1・寄附金、目1・総務費寄附金、節1・総務管理費寄附金で7220万円を追加しております。これは、本市へのふるさと納税であるふるさと元気づくり応援寄附金の増額分でございます。

次の目5、節1・災害復旧費寄附金で2492万7000円を追加しております。これは、令和2年7月豪雨災害に対する皆様からの心の込もった寄附金でございます。

次に下段の款18・繰入金、項1・基金繰入金、目15、節1・財政調整基金繰入金で8億3252万7000円を減額しております。これは、先ほど申しました地方交付税等の増額で賄われる分について減額するものでございます。

次に23ページの款21、項1・市債、目1・総務債、節1・総務管理債で1280万円を追加しております。このうち、臨時財政対策債630万円は、国からの資金配分の増額によるもの、また、減収補てん債650万円は、先ほど申しました新型コロナウイルス感染症の影響による地方譲与税の減収を補填するものでございます。

次の目9・災害復旧債、節4・歳入欠かん等債で1830万円を追加しております。これは、先ほど申しました令和2年7月豪雨災害による市税の減収分を賄うために新たに借り入れる歳入欠かん債でございます。

続いて、24ページをお願いいたします。

歳出でございます。款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費では1930万円を減額しております。これは、ふるさと納税の返礼品ほか、ふるさと納税事業に係る事務的経費などの不用額分につきまして、ふるさと元気づくり応援基金へ積み立てるために減額するものでございます。

次の款12・諸支出金、項1・基金費、目5・ふるさと八代元気づくり応援基金費では9150万円を追加しております。これは、今回、見込みを上回る本市へのふるさと納税をいただきましたので、先ほど歳入で説明しましたふるさと元気づくり応援寄附金の増額分7220万円と、ただいまの総務費の減額分1930万円を合わせて基金に積み立てるものでございます。

以上で説明を終わります。御承認のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第53号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第18号に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

◎議案第55号・専決処分の報告及びその承認について（令和3年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分））

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第55号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財政部次長（岩瀬隆敏君） 財務部の岩瀬でございます。引き続き、よろしくお願ひいたします。失礼して着座にて説明をいたします。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○財政部次長（岩瀬隆敏君） 議案書の37ページをお願いします。

議案第55号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

38ページをお願いします。

専決第7号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第2号で、内容は新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、国の緊急支

援策である低所得の独り親の子育て世帯への特別給付金及び感染の再拡大を防ぐために感染予防対策を実施している事業者への補助を行う経費等について、4月14日付で専決処分を行ったものでございます。

それでは、41ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ2億7970万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ674億760万円としております。

それでは、総務委員会付託分について、歳入のみとなりますが、説明をいたします。46ページをお願いいたします。

款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7800万円と、1つ飛びまして、下の枠囲み款16・県支出金、項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務管理費補助金で、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金7800万円を追加しております。これは、新型コロナウイルス感染症対策事業といたしまして、感染症予防対策に取り組んでいる店舗の周知や加入促進などの情報発信支援経費や、対面での接客等を伴います店舗やタクシーなどに、予防対策継続支援分として必要な経費の一部を補助する交付金でございます。

次に、相前後しますが、1つ戻りまして、款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、目2・民生費国庫補助金、節2・児童福祉費補助金で、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金1億2370万円を追加しております。これは、低所得の独り親の子育て世帯に児童1人当たり一律5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の交付金でございます。交付率は10分の10でございます。

以上で説明を終わります。御承認のほど、よ

ろしく願います。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第55号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前11時02分 小会）

（午前11時03分 本会）

◎議案第52号・専決処分の報告及びその承認について（八代市市税条例等の一部を改正する条例）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第52号・八代市市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○市民税課長（山内真奈美君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市民税課の山内でございます。よろしく願います。座りましての説明をお許してください。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○市民税課長（山内真奈美君） それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第52号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

提案理由でございますが、専決処分した事件につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要があることから提案するものでございます。

議案書の2ページのほうをお願いいたします。

専決第4号、専決処分書でございます。内容は、八代市市税条例等の一部を改正する条例でございます。

改正条例の内容につきましては、3ページから9ページまでとなっておりますが、改正の主なものにつきましては、お手元に配付させていただいております、右上に議案第52号・R3.6.18総務委員会説明資料とございます3枚物の資料にて説明させていただきます。

それでは、資料の1、改正の趣旨でございます。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が改正となりましたことに伴いまして、本市の関係する条例につきまして所要の改正を行うものでございます。なお、専決の理由といたしまして、この地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されましたが、この改正の中に令和3年4月1日施行となる内容が含まれておりましたため、八代市市税条例におきましても必要な改正を行うこととして、3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

市民税に関します改正内容につきましては、私のほうから説明を行い、資産税に関するものは機資産税課長より御説明させていただきます。

それでは、市民税の改正の主なものにつきまして説明させていただきます。

今回の主な改正は、個人住民税関係が2点、軽自動車税関係が2点となっております。

それでは、初めに個人住民税の関係の1つ目、（1）非課税限度額における国外居住親族

の見直しで、こちらは令和6年4月1日施行分となります。改正の趣旨は、これまで親族が国外に居住している場合、16歳以上の者で所得38万円未満を控除対象扶養親族といたしておりましたが、この扶養の対象とするための所得要件が、国内の源泉所得のみで判定されているため、国外で一定の所得を得ている国外居住の親族でも扶養控除の対象とされているという問題が生じておりましたので、今回、年齢30歳以上70歳未満の親族は一部の者を除いて、一定水準以上の収入を得る能力があることから、扶養対象とする者の要件を厳格化する改正を行うものです。

具体的には、図でもお示ししておりますように、個人住民税の非課税限度額の算定基礎となる控除対象扶養親族から30歳以上70歳未満の国外居住親族であって、留学生、障害者、その納税義務者から生活費又は教育費を38万円以上受けている者、このいずれにも該当しない者を除外する内容の改正を行うものです。

次に、個人住民税の関係の2つ目、(2)住宅借入金等特別税額控除の期間延長で、令和3年4月1日施行となります。この改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅取得環境が厳しさを増していることを受けまして、内需の柱として住宅投資を幅広く喚起することを趣旨として行うものです。

具体的な内容は①住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置について、コロナ禍の影響で入居期限等を延長していたものに、さらにもう一年期間を延長するもので、延長後の期限等は下の表のとおりとなっております。おのおの1年延長した形となっております。

次に②住宅ローン控除の対象者につきましては、所得税額から控除し切れない額を現行の制度と同じく控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものです。

次のページをお願いいたします。

軽自動車税関係の改正です。初めに1つ目、(1)環境性能割の臨時的軽減の延長等で令和3年4月1日施行となります。コロナ禍の影響による緊急経済対策として、令和3年3月31日まで延長していたものを、今回さらに9か月間延長するものです。軽減の対象は、令和3年4月1日から令和3年12月31日までに取得した軽自動車で、軽減の内容は、取得時に賦課します軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減するものです。環境性能割は、構造要件か燃費性能のいずれかに応じて減免措置が取られるため、表にありますように性能に応じておのおの1%の軽減を行います。

次に、(2)種別割グリーン化特例(軽課)の見直しで、令和3年4月1日施行となります。令和元年度の税制改正におきまして、特例の対象を重点化することを既に決定されておきまして、今回クリーンディーゼル車を対象から除くなど、対象を重点化し、基準の切り替えを行った上で、コロナ禍による国内自動車の市場の冷え込みを考慮し、特例の適用期間を2年間延長するものです。対象は令和3年4月1日から令和5年3月31日までに取得した軽自動車対象となります。特例の内容は、取得の翌年度分のみ軽減を行うもので、下の表にお示ししましたように、構造要件や燃費性能により25%から75%の軽減を行うものです。

以上が市民税に関する改正でございます。

○理事兼資産税課長(機智三郎君) 資産税課、機でございます。よろしくお願ひいたします。引き続き、資産税課所管分につきまして、座りまして説明させていただきます。資料は3ページになります。

資産税に関する主な改正は2点ございまして、両方とも令和3年4月1日施行となっております。

まず、1点目に土地に係る固定資産税の負担調整措置でございますが、これは、土地に係る

固定資産税のうち、宅地及び農地等の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う現行の措置を継続するものでございます。

この措置は、平成9年度の税制改正から導入され、3年ごとの評価替えのたびに継続しているものでございます。通常評価替えを行いますと、次回の評価替えまでは価格を据え置くこととなりますが、土地の価格が下落傾向にある地域につきましては、状況に応じて2年目、3年目の評価額を引き下げる修正を行えるようにするものでございます。

また、その措置に加えまして、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り負担調整措置等により税額が増加する土地につきましては、令和2年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるものでございます。

下に令和3年度における特別な措置における税額の動きのイメージ図を載せております。図の上の部分が増加するのですが、本来であれば点線で表記したように税額が上昇する土地につきましては、令和2年度と同額とする措置を行います。図の下のように税額が減少する場合は、そのまま減額するものでございます。

次に、2点目の平成28年熊本地震に係る災害関連税制の延長についてでございますが、これは、熊本地震の発災から4年が経過し、令和2年度末で関連税制措置の適用期限を迎えることから、その延長を図るものでございます。

被災住宅用地特例、被災代替家屋特例、被災代替償却資産特例につきまして、適用期限をそれぞれ令和4年度まで2年間延長するものでございます。被災住宅用地特例は2度目の延長、被災代替の家屋と償却資産の特例は今回が初めての延長でございます。特例の概要につきまし

ては、下の表のとおりでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第52号・八代市市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前11時15分 小会）

（午前11時16分 本会）

◎議案第57号・和解について

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第57号・和解についてを議題とし、説明を求めます。

○秘書広報課長（梅野展文君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）秘書広報課の梅野でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案書の55ページにございます議案第57号の和解につきまして御説明申し上げます。着座にてよろしいでしょうか。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○秘書広報課長（梅野展文君） 本案件につきましては、本市に対し、故人により遺贈されま

す金融資産に対する遺留分減殺請求に関するものでございます。

遺留分と申しますのは、法定相続人に保障された最低限の遺産の取り分のことで、法律によって、一定の割合が権利として認められています。しかし、その遺留分に対してお亡くなりになった被相続人が生前、第三者への財産の遺贈を指定されるなど、その遺贈された財産が、遺留分権利者、いわゆる法定相続人の遺留分を侵害していると思われる場合、当該財産の返還の請求を行うことを減殺請求と申します。

本件につきましては、令和2年4月27日付で、熊本家庭裁判所八代支部に申し立てられました遺留分減殺請求調停事件におきまして、今回協議が調い、和解することとなったため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、和解に当たり、議決をお願いする必要がありますことから、本定例会に提出させていただいたものでございます。

まず、本件におきまして、本市が関係する当事者は、議案55ページの上段1、当事者に記載のあります4者でございます。

次に、同じ55ページの下段以降にございます事件の概要についてでございますが、本市にお住まいの被相続人が、平成27年10月8日に遺言公正証書を作成され、その内容は肥後銀行坂本出張所に開設された2つの口座預金を被相続人の姪に遺贈する。また、金融資産のうち、本市に10分の5を、その他2つの団体にそれぞれ10分の3と10分の2を遺贈するというものでございました。

被相続人は、その後、平成30年12月15日にお亡くなりになられ、平成31年2月22日に、議案では八代市在住Aとございます被相続人の姪の代理人から、被相続人には、遺留分権利者として法定相続人に当たる2名がいるが、生前作成された遺言公正証書には、遺贈先として、この2名の記載がないため、今後、法

定相続人兩名から財産の一部を請求する遺留分減殺請求がある旨の通知があり、平成31年4月25日に、法定相続人2名の代理人弁護士から遺留分減殺請求通知が本市に届いています。

その後、遺産の詳細な調査等が行われ、令和2年4月27日に法定相続人から、本市と被相続人の姪、その他2つの団体に対して、遺留分減殺請求調停事件として、熊本家庭裁判所八代支部に申立てがなされ、現在まで5回にわたり和解に向けた協議を行ってまいりました。

その結果、令和3年3月24日に行われました5回目の協議におきまして、関係者の間で和解に向けた協議が調い、同月29日に法定相続人の代理人弁護士から、遺留分に関する合意書（案）による和解条項が示されたものでございます。

本市と遺留分権利者との間で示された和解の内容につきましては、55ページの中段にございますとおり、まず、（1）で被相続人の遺産は1億5464万3303円で、ほかには存在しないこと。また、法定相続人兩名は、被相続人の子として、その遺産についてそれぞれ4分の1の遺留分を有すること。

次に、（2）で本市は、法定相続人兩名に対し、遺留分権利者の遺留分の弁償として1866万6465円の支払い義務があることを認め、指定の方法で支払うこと。

次に、（3）で遺留分権利者である法定相続人兩名は、本市と遺留分に関する合意書を取り交わし、かつ前項の金員の支払いがあったことを確認した後は、直ちに熊本家庭裁判所八代支部に申し立てられた本件を取り下げること。

また、（4）で本市と遺留分権利者である法定相続人兩名は、被相続人の相続のうち、被相続人の遺留分減殺に関して、この和解条項に定めるもののほかに、何ら債権債務がないことを相互に確認するというものでございます。

なお、ただいま申し上げました和解条項の中

に、本市が遺留分の弁償として金員を支払うとの表現がございましたが、これは、本市が遺留分権利者に対してお金を実際に支払うというのではなく、現在、相続手続を代行しております事業者が管理する被相続人の遺産の中で相殺し、その残額約1600万円を寄附として本市が受け入れるというものでございます。

本市といたしましては、調停当初から、法定相続人の遺留分減殺請求に応じた上で、残額を寄附として受け入れることとして、これまで調停に臨んできたところであり、今回提示されました和解条項を受け入れたいというふうに考えるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） ただいま御説明がございましたが、本件には個人名等も含まれておりますことから、審議の際は御配慮願いたいと思います。

それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第57号・和解については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

執行部入替のため、小会いたします。

（午前11時23分 小会）

（午前11時24分 本会）

◎議案第61号・財産の取得について（八代市

新庁舎備品（事務机、ロッカー）

◎議案第62号・財産の取得について（八代市新庁舎備品（ワゴン、スクリーン、ホワイトボード）

◎議案第63号・財産の取得について（八代市新庁舎備品（事務椅子、ロビーチェア、パーティション、中軽量ラック）

◎議案第64号・財産の取得について（八代市新庁舎備品（収納庫、システム収納庫、移動書架）

◎議案第65号・財産の取得について（八代市新庁舎備品（会議用机、会議用椅子、カウンター、記載台）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第61号・財産の取得について（八代市新庁舎備品（事務机、ロッカー））、それから、議案第62号・財産の取得について（八代市新庁舎備品（ワゴン、スクリーン、ホワイトボード））について、議案第63号・財産の取得について（八代市新庁舎備品（事務椅子、ロビーチェア、パーティション、中軽量ラック））、議案第64号・財産の取得について（八代市新庁舎備品（収納庫、システム収納庫、移動書架））及び議案第65号・財産の取得について（八代市新庁舎備品（会議用机、会議用椅子、カウンター、記載台））、以上の5件については関連がありますので、一括議題とし、採決については個々に行いたいと思います。

それでは、本5件について一括して説明を求めます。

○新庁舎建設課長（豊田浩市郎君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）新庁舎建設課の豊田でございます。

本日は、八代市新庁舎備品の取得に関し、議案第61号から第65号まで5件提出しております。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○新庁舎建設課長（豊田浩市郎君） 提案理由について御説明いたします。

予定価格2000万円以上の動産を取得するには、八代市有財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があるためです。よろしく申し上げます。

まず、お配りしているA4判1枚物、議案第61号から65号・財産の取得についてを御覧ください。

上段に各議案の取得する財産の種類を記載しております。

次に、下段の説明資料について御説明いたします。

まずは、新庁舎建設課より第1編「八代市新庁舎備品」取得する財産の概要と「八代市新庁舎備品」取得する財産の設置予定箇所図、続きまして、契約検査課より第2編「八代市新庁舎備品」入札・契約の概要の順で御説明いたします。

それでは、第1編「八代市新庁舎備品」取得する財産の概要を御説明しますので、資料を御覧ください。

まず、1ページをお願いします。

議案第61号分となります。取得する財産の概要とイメージ画像になります。以降の議案第62号から議案第65号も同様の構成で作成しております。画像はイメージであり、色合い等はメーカーに発注時に決める予定としております。また、メーカーの名称と品番、寸法を記載しておりますが、仮契約時に納入する家具の内訳書を提出していただいております。現在、取得を予定している仕様となります。

まず①、事務机となります。これは、主に執務室で使用するものとなります。片面タイプが142個、両面タイプのものが510個となります。続きまして、②はロッカーとなります。これは、主に更衣室や議員控室で使用するものとなります。更衣室で使用するものが117

個、議員控室で使用するものが9個となります。詳細な寸法等は記載する内容のとおりです。

以上で議案第61号の説明を終わります。

続きまして、議案第62号の御説明をいたします。2ページをお願いします。

①はワゴンとなります。これは、執務室で使用するものとなります。数量は1032個となります。続きまして②はスクリーンとなります。これは、主に執務室で使用するものとなります。数量は20個となります。続きまして、③はホワイトボードとなります。これは、主に会議室で使用するものとなります。数量は19個となります。詳細な寸法等は記載する内容のとおりです。

以上で議案第62号の説明を終わります。

続きまして、議案第63号の御説明をいたします。3ページをお願いします。また、4ページにイメージ画像を記載しております。

①は、事務椅子となります。これは、執務室や委員会室、全員協議会室で使用するものとなります。数量は合わせて910個となります。続きまして②はロビーチェアとなります。これは、主に窓口ロビーで使用するものとなります。数量は合わせて71個となります。続きまして、③はパーティションとなります。これは、主に執務室で使用するものとなります。数量は合わせて112個となります。続きまして、④は中軽量ラックとなります。これは、主に倉庫で使用するものとなります。数量は合わせて19個となります。詳細な寸法等は記載する内容のとおりです。

以上で議案第63号の説明を終わります。

続きまして、議案第64号の御説明をいたします。5ページをお開きください。6ページにはイメージ画像を記載しております。

①は収納庫となります。これは、主に執務室で使用するものとなります。収納庫の数量は合

わせて776個となります。このほかに収納庫を補強する目的で天板を574個、ベースを690個取得する計画としております。続きまして、②はシステム収納庫となります。これは、主に執務室で使用するものとなります。数量は合わせて40個となります。続きまして、③は移動書架となります。これは、主に執務室で使用するものとなります。数量は合わせて47個となります。詳細な寸法等は記載する内容のとおりです。

以上で議案第64号の説明を終わります。

続きまして、議案第65号の御説明をいたします。7ページをお開きください。9ページにはイメージ画像を記載しております。

①は会議用机となります。これは、主に会議室や相談室で使用するものとなります。数量は合わせて408個となります。続きまして、②は会議用椅子となります。これは、主に会議室や相談室で使用するものとなります。数量は合わせて983個となります。

8ページをお願いします。

続きまして、③はカウンターとなります。これは、主に窓口カウンターで使用するものとなり、数量はハイカウンター68個分、ローカウンター30個分となります。

続きまして、④は記載台となります。これは、主に窓口で申請等で使用するものとなります。数量は記載台3セット分となります。詳細な寸法等は記載する内容のとおりです。

以上で議案第65号の説明を終わります。

以上をもちまして、第1編「八代市新庁舎備品」取得する財産の概要の説明を終わります。

引き続き、第1編「八代市新庁舎備品」取得する財産の配置予定箇所図について御説明いたします。資料をお願いします。

1ページ目が新庁舎1階平面図で、2階、3階の順で添付しており、最終ページが地下となります。

それでは、1ページを御覧ください。これまで御説明した議案第61号から65号で取得する財産を新庁舎のどこに配置しているかを示すものです。ピンク色が第61号、緑色が第62号、青色が63号、オレンジ色が64号、紫色が65号で取得する財産となります。

議案第61号を例に御説明いたします。議案第61号では、取得する財産として机とロッカーをピンク色で着色し表示しております。

1ページをお願いします。1階平面図となります。職員の執務エリアに机、図面の上部の更衣室にロッカーを配置する計画です。

2ページをお願いします。職員の執務エリアに机、図面の上部の更衣室にロッカーを配置する計画としております。

3ページをお願いします。3階平面図となります。職員の執務エリアに机、図面の上部にロッカーを配置する計画です。

4ページをお願いします。4階平面図となります。職員の執務エリアに机、図面の右側の更衣室にロッカーを配置する計画です。

5ページをお願いします。5階平面図となります。職員の執務エリアに机、図面の右側の更衣室にロッカーを配置する計画です。

6ページをお開きください。6階平面図となります。6階については、図面の中央付近にあります議会事務局、議員控室及びデジタル推進課へ配置する計画としております。

7ページをお願いします。地下1階平面図となります。なお、地下1階には新規備品の購入予定はなく、使用する備品については既存備品を転用し使用することとしております。

以上で第1編「八代市新庁舎備品」取得する財産の設置予定箇所図の説明を終わります。

○契約検査課長（岩崎伸一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）契約検査課の岩崎でございます。よろしくお願いたします。

取得財産の説明に引き続きまして、その入札・契約に関しまして、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○契約検査課長（岩崎伸一君） 資料第2編「八代市新庁舎備品」入札・契約の概要の1ページをお開きいただけますでしょうか。

まず初めに、議案第61号・八代市新庁舎備品（事務机、ロッカー）におきます、1、競争入札に関する事項でございます。

令和3年4月13日に制限付一般競争入札を実施する旨、公告いたしました。

次に、2、競争入札に参加する者に必要な資格といたしましては、入札実施日を基準として、記載した4つの条件を全て満たすことといたしました。1つ目のアは、物品・役務の令和2・3年度八代市競争入札参加有資格者名簿において、事務用品・機器類を希望し、かつ八代市内に営業所を有する者として登載された者であること。2つ目のイは、公告日から契約締結日までの間に八代市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく、指名停止期間中でないこと。3つ目のウは、八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱の規定に基づく、排除措置期間中でないこと。4つ目のエは、八代市における物品・役務の競争入札有資格者間において資本や人的関係がある複数の者の参加でないこと。これらを条件としたところでございます。

次に、3、開札及び結果でございます。

株式会社オカモト八代営業所、有限会社沖田商店、有限会社小林商店、合名会社庄野学生堂、メディア株式会社の5者の応札がございました。なお、この表における業者名の順番は、入札価格の低い順に並べており、以降の議案における資料も同様でございます。

これらの応札に対し、5月11日に開札したところ、有限会社小林商店が5220万円で落

札されました。

次に、4、契約の概要でございますが、契約の件名は、入札件名と同じ八代市新庁舎備品購入（その1）であり、契約の相手方である有限会社小林商店と消費税を加算いたしました契約金額5742万円で、議会の議決をいただいたとき本契約となる条件を付した仮契約を5月19日に締結したところでございます。

続きまして、この資料の2ページを御覧ください。

議案第62号・八代市新庁舎備品（ワゴン、スクリーン、ホワイトボード）におきましては、1、競争入札に関する事項と2、競争入札に参加する者に必要な資格は、議案第61号と同じで、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

次に、3、開札及び結果でございますが、先ほどと同じ事業者の5者の応札がございまして、5月11日に開札したところ、有限会社沖田商店が4850万円で落札されました。

次に、4、契約の概要でございますが、契約の件名は入札件名と同じ、八代市新庁舎備品購入（その2）であり、契約の相手方である有限会社沖田商店と消費税を加算いたしました契約金額5335万円で5月19日に仮契約を締結したところでございます。

続きまして、資料の3ページを御覧願います。

議案第63号・八代市新庁舎備品（事務椅子、ロビーチェア、パーティション、中軽量ラック）におきましては、1、競争入札に関する事項と、2、競争入札に参加する者に必要な資格は、これまでと同じで、当初の説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

次に、3、開札及び結果でございますが、同じ事業者の5者の応札がございまして、5月11日に開札したところ、株式会社オカモト八代営業所が4290万円で落札されました。

次に、4、契約の概要でございますが、契約の件名は、入札件名と同じ八代市新庁舎備品購入（その3）であり、契約の相手方である株式会社オカモト八代営業所と消費税を加算いたしました4719万円で5月19日に仮契約を締結したところでございます。

続きまして、資料の4ページを御覧いただきます。

議案第64号・八代市新庁舎備品（収納庫、システム収納庫、移動書架）におきましては、1、2につきましては同じでございますので、当初の説明と重複して割愛させていただきます。

次に、3、開札及び結果でございますが、同じ事業者の5者の応札がございまして、5月11日に開札したところ、有限会社小林商店が6310万円で落札されました。

次に、4、契約の概要でございますが、契約の件名は入札件名と同じ、八代市新庁舎備品購入（その4）であり、契約の相手方である有限会社小林商店と消費税を加算いたしました契約金額6941万円で仮契約を締結したところでございます。

最後に、資料の5ページを御覧願います。

議案第65号・八代市新庁舎備品（会議用机、会議用椅子、カウンター、記載台）におきましては、1と2に関する事項はやはり同じで割愛させていただきます。

次に、3、開札及び結果でございますが、同じ事業者5者の応札がございまして、5月11日に開札しましたところ、合名会社庄野学生堂が5190万円で落札されました。

次に、4、契約の概要でございますが、契約の件名は入札件名と同じ八代市新庁舎備品購入（その5）であり、契約の相手方である合名会社庄野学生堂と消費税を加算した契約金額5709万円で5月19日に仮契約を締結したところでございます。

なお、物品入札の場合、予定価格は公表しておりませんので、個別の落札率をお伝えすることはできませんが、これら5件の落札率の平均は、約96%でございました。ただし、当該予定価格につきましては、同種案件における他市の実績等を基に、メーカー希望小売価格より低く設定をしておりますので、小売価格の総額と比較いたしますと、おおむね6割程度でございました。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について一括して質疑を行います。当委員会においては、財産の取得及び締結部分を審議するものでございますので、それ以外に関する質疑は御配慮願います。

それでは、質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 大変多数の備品を購入するということなんですけど、その数の根拠はどういう形で算出されたものになっているんですか。

○新庁舎建設課新庁舎建設係長（門司良太君）

こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）新庁舎建設課の門司でございます。

今お尋ねいただいた件ですけれども、新庁舎で使用する備品につきましては、まず、平成28年度に1度、今使っている備品の現状調査を実施いたしております。昨年度2回目ということで、昨年度も現状調査を実施しており、その中で新庁舎でまだ使えるかというのを、劣化具合でしたり、安全性を検証して、使える備品につきましては、新庁舎でそのまま引き継ぐよう計画をしております。それ以外でも新庁舎の新しい働き方であったり、必要な備品につきましては、図面に記載しているとおりの寸法で購入する計画としております。

以上でございます。

○委員（橋本徳一郎君） あと、かなり多くの

書庫とですね、ロッカーが入ってますけども、これは書類は何年分ほど保管できるような形で計算をされてますか。

○新庁舎建設課新庁舎建設係長（門司良太君）

書類についてでございますけれども、収納する書類用書架につきましては、各課に保存している文書量を照会し、調査をかけております。また、旧庁舎で執務室で保存する期間が終わった、文書庫というのがございますが、文書庫も別に文書量を算出して計算しております。計画している新庁舎での文書の収納量につきましては、その調査結果を基に、収納庫を購入しております。

以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） いいですか。

○委員（橋本徳一郎君） はい。

○委員（堀 徹男君） 配置の図面を見ながらですね、色がつけてないところがあったんで、辛抱して昔のを使われるのかなというふうに思ったんですけど、当初の設計段階のときに待合とかにですね、八代産材を使って骨組みをつかって、八代産の畳表を上に乗けてなら、待合に使えるようなですね、ちょっとした椅子ぐらいは置かれるのかなというふうには思ってたんですけど、今回の図面には載ってませんが、そういったものを採用して、少しは置かれるのかなというふうには思うんですけど、今のところ、いかがですか。

○新庁舎建設課長（豊田浩市郎君） 今、委員お尋ねの件につきましては、この備品では発注はしてないですけど。（委員堀徹男君「ああ、なるほど」と呼ぶ）新たに造作家具工事では発注することとしております。

○委員（堀 徹男君） 分かりました。

○委員長（橋本幸一君） ほかに質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終わ

り、意見がありましたら、お願いします。

○委員（成松由紀夫君） 今の関連の部分で、意見で最初からと思ってたんですが、今のイグサロールのチェアとか、最初の図面に入ってたはずだし、あと、新庁舎特別委員会の議事録とか、関連の新庁舎の、随時ちょっと担当課は読み込んでもらって、そのときにやっぱり八代産材とイグサのそういう八代産材のCLTに椅子が、さっき堀委員が言ったけども、イグサのロールチェアだったりとかというのがるので、そこら辺もですね、しっかり八代のイメージアップというか、アピールチャンスなので、しっかり取り組んでいただきたいと、要望としておきます。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

まず、議案第61号・財産の取得について（八代市新庁舎備品（事務机、ロッカー））は、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

次に、議案第62号・財産の取得について（八代市新庁舎備品（ワゴン、スクリーン、ホワイトボード））は、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

次に、議案第63号・財産の取得について（八代市新庁舎備品（事務椅子、ロビーチェア、パーティション、中軽量ラック））は、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

次に、議案第64号・財産の取得について（八代市新庁舎備品（収納庫、システム収納庫、移動書架））は、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

最後に、議案第65号・財産の取得について（八代市新庁舎備品（会議用机、会議用椅子、カウンター・記載台））は、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前11時48分 小会）

（午前11時49分 本会）

◎議案第76号・財産の取得について（消防用小型動力ポンプ（車載）9台、消防用小型動力ポンプ（台車）2台）

◎議案第77号・財産の取得について（消防団小型動力ポンプ軽積載車4台）

◎議案第78号・財産の取得について（消防団小型動力ポンプ普通積載車3台）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第76号・財産の取得について（消防用小型動力ポンプ（車載）9台、消防用小型動力ポンプ（台車）2台）、議案第77号・財産の取得について（消防団小型動力ポンプ軽積載車4台）及び議案第78号・財産の取得について（消防団小型動力ポンプ普通積載車3台）、以上の3件については関連がありますので、一括議題とし、採決については個々に行いたいと思います。

それでは、本3件について一括して説明を求

めます。

○危機管理課長（西村一章君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）危機管理課、西村でございます。よろしくお願いいたします。

取得する財産につきまして、恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○危機管理課長（西村一章君） 議案書別冊につきましては、1ページから3ページ目になります。

議案第76号から78号まで一括して説明させていただきます。

議案第76号から78号の提案理由でございますが、予定価格が2000万円以上の動産取得につきましては、八代市有財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があることから御提案させていただくものでございます。

続きまして、取得する財産について配付しております総務委員会資料、第1編「消防用小型動力ポンプ、消防団軽積載車及び普通積載車」取得する財産の概要で説明させていただきます。

資料の1ページ目を御覧ください。

まず初めに、議案第76号の取得する財産についてでございますが、老朽化した八代市消防団の消火活動に必要な小型動力ポンプなどを更新するものでございます。購入を予定しております小型動力ポンプの主な仕様、製造メーカー、数量、配備先等について御説明いたします。

今回更新いたします小型動力ポンプは、配備からおおむね20年を超えるもの、または故障等により更新を行うものです。

本年度は11台の小型動力ポンプを更新することとしておりますが、内訳は全国の消防団で多数採用されております、中型のB-3級が9

式、小型軽量で操作性の良い小型のC-1級が2式でございます。中型の9式は、既存の積載車への積替えを行うもので、車載装置の加工も併せて行います。小型の2式は、台車で運用となります。配備先は、八代、千丁、鏡、坂本方面隊を予定しております。

続きまして、資料の2ページ目をお願いいたします。

議案第77号の取得する財産についてでございますが、消防団による資機材の搬送や人命救助、広報等の活動を行うための活動車両を購入、更新するものでございます。購入を予定しております小型動力ポンプ軽積載車の主な仕様、数量、配備先等について御説明いたします。

今回更新いたします軽積載車は、配備からおおむね25年を超えるものにつきまして更新を行うものでございます。主な仕様につきましては、軽4輪駆動車、オートマチックトランスミッション、デッキバンタイプ、乗車定員4名以上、その他LED散光式警光灯、小型動力ポンプ車載台、附属品の取付けが可能な構造を考慮した艤装としております。数量は4台とし、八代、千丁、東陽方面隊に配備予定としております。

続きまして、資料の3ページ目をお願いいたします。

議案第78号の取得する財産についてでございますが、消防団による資機材の搬送や人命救助、広報等の活動を行うための活動車両を購入、更新するものでございます。

購入を予定しております小型動力ポンプ普通積載車の主な仕様、数量、配備先等について御説明いたします。

今回更新いたします普通積載車は、配備からおおむね25年を超えるものにつきまして、更新を行うものでございます。主な仕様につきましては、普通2輪駆動車、オートマチックトラ

ンスミッション、ダブルキャブ、積載量1000キロ以上、乗車定員6名以上、その他LED散光式警光灯、小型動力ポンプ車載台、附属品の取付けが可能な構造を考慮した艤装としております。数量は3台とし、八代、坂本、鏡方面隊に配備予定としております。

私のほうからの説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○契約検査課長（岩崎伸一君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）契約検査課の岩崎でございます。よろしくをお願いいたします。

取得財産の説明に引き続きまして、その入札及び契約に関しまして、失礼ながら着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい。

○契約検査課長（岩崎伸一君） それでは、資料の第2編「消防用小型動力ポンプ、消防団軽積載車及び普通積載車」入札・契約の概要の1ページを御覧ください。

まず初めに、議案第76号・消防用小型動力ポンプ（車載）9台、消防用小型動力ポンプ（台車）2台における、1、競争入札に関する事項でございます。令和3年5月24日に指名業者10者に指名競争入札の通知をいたしております。

次に、2、選定理由といたしましては、物品・役務の令和2・3年度八代市競争入札参加有資格者名簿において、消防・防災機器類の消防ポンプを希望する事業者で、取扱い可能な市内業者と、取扱いがあり、かつ受注実績のある県内本社業者から選定いたしております。

次に、3、開札及び結果でございますが、入札辞退届を提出しました2者を除く8者の応札がございまして、6月8日に開札したところ、三輝物産株式会社が2110万円で落札されました。

次に、4、契約の概要でございます。契約の件名は、入札件名と同じ消防用小型動力ポンプ

等購入で、契約の相手方である三輝物産株式会社と消費税を加算いたしました契約金額2321万円で、議会の議決をいただいたとき本契約となる条件を付した仮契約を6月11日に締結したところでございます。

続きまして、この資料の2ページを御覧願います。

議案第77号・消防団小型動力ポンプ軽積載車4台における、1、競争入札に関する事項ですが、こちらも令和3年5月24日に指名業者8者に指名競争入札の通知をいたしました。

次に、2、選定理由といたしましては、物品・役務の令和2・3年度八代市競争入札参加有資格者名簿において、消防・防災機器類の消防車を希望する事業者で、取扱い可能な市内業者と、取扱いがあり、かつ受注実績のある県内本社業者から選定いたしております。

次に、3、開札及び結果でございますが、入札辞退届を提出しました1者を除く7者の応札がございまして、6月8日に開札したところ、三輝物産株式会社が1640万円で落札されました。

次に、4、契約の概要でございますが、契約の件名は、入札件名と同じ消防団小型動力ポンプ軽積載車購入で、契約の相手方である三輝物産株式会社と消費税を加算いたしました契約金額1804万円で仮契約を6月11日に締結したところでございます。

最後に、資料の3ページを御覧願います。

議案第78号・消防団小型動力ポンプ普通積載車3台における、1、競争入札に関する事項ですが、令和3年5月24日に指名業者8者に指名競争入札の通知をいたしております。

次に、2、選定理由といたしましては、議案第77号と同じで、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

次に、3、開札及び結果でございますが、入札辞退届を提出しました1者を除く7者の応札

がございまして、6月8日に開札いたしましたところ、1者無効を除く6者の有効入札において、株式会社ニッケカスタム熊本が1764万円で落札されました。

次に、4、契約の概要でございますが、契約の件名は入札件名と同じ消防団小型動力ポンプ普通積載車購入で、契約の相手方である株式会社ニッケカスタム熊本と消費税を加算しました1940万4000円で仮契約を6月11日に締結したところでございます。

なお、物品入札の場合、予定価格は公表しておりませんので、個別の落札率をお伝えすることはできませんが、これら3件の落札率の平均は約93%でございました。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

まず、議案第76号・財産の取得について（消防用小型動力ポンプ（車載）9台、消防用小型動力ポンプ（台車）2台）は、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

次に、議案第77号・財産の取得について（消防団小型動力ポンプ軽車載車4台）は、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本

件は可決されました。

最後に、議案第78号・財産の取得について（消防団小型動力ポンプ普通積載車3台）は、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

小会いたします。

（午後0時00分 小会）

（午後0時01分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

それでは、午前中の審査を終了し、しばらく休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

（午後0時02分 休憩）

（午後1時02分 再開）

○委員長（橋本幸一君） 休憩前に引き続き、総務委員会を再開いたします。

執行部より発言の申し出がありますので、許可いたします。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） 復興推進課、宮川でございます。

実は午前中、議案第51号・令和3年度八代市一般会計補正予算を御審議いただいておりますときに、橋本委員から、支所周辺の測量の内容についてお尋ねをいただきました際に、私が面積をです、2ヘクタールと、ちょっと間違えて発言してしまいました。7ヘクタールと訂正させていただきたいと思っております。お詫び申し上げます。すいません。

◎議案第68号・あらたに生じた土地の確認について

◎議案第69号・町区域の変更について

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第68号・あらたに生じた土地の確認について及び議

案第69号・町区域の変更について、以上2件については関連がありますので、一括議題とし、採決については個々に行いたいと思いません。

それでは、本2件について一括して説明を求めます。

○理事兼商工・港湾振興課長（田中 孝君）

皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）商工・港湾振興課の田中でございます。着座にて御説明さしあげたいと思っております。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○理事兼商工・港湾振興課長（田中 孝君）

それでは、議案第68号、議案第69号につきましては、関連した議案でございますことから一括して御説明を行わせていただきます。

議案第68号のあらたな生じた土地の確認につきましては、熊本県が施工した八代港内公有水面埋立て工事により、本市の区域内に新たに土地が生じたため、その確認を行うものであり、議案第69号の町区域の変更につきましては、その新たに生じた土地を、新港町一丁目へ編入するため、町区域を変更するものでございます。概要につきましては、別紙資料1のほうにですね、まとめてございます。

本件は、くまモンポートに合わせて整備が行われた耐震強化岸壁と既存地の間で生じた埋立地について、管理者である熊本県より令和3年2月26日に竣功認可が行われたことから、関係法令に従い、当該土地の確認及び町区域への編入について、議会の御審議をいただくものとなっております。

なお、当該土地は、平常時はクルーズ船専用岸壁として使用し、非常時には支援船等の受入れ岸壁として利用できる耐震強化岸壁として整備が行われております。

今回の土地の詳細な位置につきましては、別紙資料2、このカラー刷りの資料の御確認をお願いいたします。

土地の確認及び町区域への編入につきましては、八代市新港町1丁目13番地1及び25番地1地先公有水面埋立地となり、別添の赤枠部分となります。面積につきましては、1726.70平方メートルとなり、用途は埠頭用地となります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第68号・あらたに生じた土地の確認については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

次に、議案第69号・町区域の変更については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午後1時06分 小会）

（午後1時06分 本会）

◎議案第70号・八代市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第70号・八代市固定資産評価審

査委員会条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○文書統計課長（加来康弘君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）文書統計課、加来です。よろしくお願いいたします。

議案第70号・八代市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について説明いたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○文書統計課長（加来康弘君） お配りしてあります委員会資料をお願いいたします。

まず、条例の改正経緯でございますが、国における押印手続の見直しを受けて、固定資産評価審査委員会条例の改正案の最終版が今年の3月下旬に総務省より示されたことを受け、条例を改正するものでございます。

次に、内容でございますが、1点目が固定資産課税台帳に登録された評価額について不服がある者が審査の申し出を行う場合に委員会に提出する審査申出書への押印の廃止でございます。

2点目が、委員会が口頭審理を行う場合におきまして、関係者が口頭による証言に代えて書面による証言を行う場合に提出する口述書への署名押印の廃止でございます。

最後になりますが、施行期日は交付の日としております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第70号・八代市固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本件は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午後1時09分 小会）

（午後1時09分 本会）

◎議案第71号・八代市手数料条例の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第71号・八代市手数料条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○市民課長（上角愛美子君） 市民課の上角でございます。どうぞよろしくお願いいたします。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

議案第71号の八代市手数料条例の一部改正について、座って説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○市民課長（上角愛美子君） 失礼します。議案書の81ページをお開きください。

提案理由のとおり、国の法律改正に伴い、関係条例を改正するものです。

改正の内容でございますが、現在、個人番号カードの再交付手数料につきましては、八代市手数料条例において定められ、本市の会計で処理しております。今回、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正により、市町村ではなく地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして法律上明確化されましたことから、再交付手数料は本市の歳入で取り扱わず、地方公共団体情報

システム機構の預り金として処理することになりました。

したがって、82ページにありますとおり、八代市手数料条例第2条第13号で定めていまず、個人番号カードの再交付手数料800円の部分を削除するものです。施行期日は、マイナンバー法の一部改正と合わせ、令和3年9月1日からとしています。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第71号・八代市手数料条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本件は原案のとおり可決されました。

執行部は御退出ください。

（執行部 退席）

○委員長（橋本幸一君） 次に、本委員会に付託となっている請願・陳情はありませんが、郵送等にて届いております要望書等につきまして、写しをお手元に配付しておりますので、御一読いただきたいと思います。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、こ

れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) 御異議なしと認め、
そのように決しました。

小会いたします。

(午後1時12分 小会)

(午後1時13分 本会)

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長(橋本幸一君) 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して1件、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査に関連して2件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
(組織機構の再編について)

○委員長(橋本幸一君) それでは、まず組織機構の再編についてをお願いをいたします。

○人事課長(田中博己君) こんにちは。「こんにちは」と呼ぶ者あり)人事課の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、組織機構の再編について、着座にて御説明をさせていただきます。

○委員長(橋本幸一君) はい、どうぞ。

○人事課長(田中博己君) 失礼いたします。

それでは、お手元のほうに資料のほうは1枚あるかと思えます。組織機構の再編についてという資料になります。それに基づいて説明をさせていただきます。

復興推進課における係の新設でございます。坂本町の復興に向けて、災害公営住宅の整備を含む地区ごとの復興まちづくり計画及び被災した坂本支所の再建及び周辺のインフラ整備の2つに大きく力を入れるため、復興推進課にまちづくり推進係を新設し、2係に再編、体制を強化することで創造的復興を加速させる予定といたしております。

そちらの図のほうなんですけれども、現行、復興推進課には復興推進係の1係でございます。課長を含めまして5名の体制で、現在業務に当たっておりますけれども、再編後にはですね、復興推進課のほうを復興推進係とまちづくり推進係というものを1つ係を新設いたしまして、総勢6名の体制です、行いたいというふうに考えているところでございます。

再編後の主な業務は、その下の表でございます。復興推進係のほうでは、坂本支所の再建、支所周辺のインフラ整備。まちづくり推進係のほうでは、災害公営住宅、地区ごとの復興まちづくり計画のほうを主な担当業務とする予定といたしております。設置日は令和3年7月1日を予定いたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長(橋本幸一君) 本件について、何か質疑、御意見等ございませんか。

○委員(成松由紀夫君) 7月1日ということで、多分もう準備はされてると思うんですけども、私も多分、復興推進係だけでは、なかなか今後の対応というのは、加速させるに当たってですね、現場でも坂本のほうからもいろんな話も丁寧に丁寧に吸い上げられとる中で、宮川課長も御苦労されてるようなところも見受けられるんですが、このまちづくり推進係の役割というとは分かつとですけども、何名体制でどういうイメージなのかとかですかね、ビジョンとか、加速するに当たって、何か課長からあ

れば、ちょっと教えていただければと。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） 復興推進課、宮川でございます。よろしくお願ひいたします。

今、委員御質問のありましたビジョンと申しますか、新たな体制づくりでの取組ということになるかと思ひます。

これまでではですね、昨年8月4日付で復興推進課を立ち上げていただきまして、主には創造的復興を進めるために復興計画をつくれというようなことですね、今まで坂本町での住民の皆様御意見をいただきながら、復興計画の策定ということを進めてまいりました。そういった計画案づくりというのは、1課の1つの命題でございましたので、1課1係でも対応できたかと思ひますけれども、今後が、今説明ありましたとおり、支所周辺ですね、支所の再建を含めまして、支所周辺のハード整備といった、そちらのほうもかなり力点を置いていかなければならない。

また、坂本町は、皆様御存じのとおりで大変広い地域でございまして、旧小学校区で申しますと8校区ある地域でございます。それぞれ地域においても特徴がある。球磨川沿線でも、沿線から離れた支流部とかでもですね、その町の姿というのは違うところがありますので、やっぱり地域の特徴を生かしながら、復興まちづくり計画のほうは今度はつくっていかねばならないと思っております。

この復興まちづくり計画におきまして、まずは急ぐべき住まいの再建。こういったものをですね、皆様と意見交換や懇談会を随時重ねながら、やっぱりこれは急ぎ詰めていかなければならない課題でもありますので、そうしたときにやっぱり、そちらのまちづくりを進めるためにも、やっぱり柱が1本要るなというようなところで、やっぱり1係長にそういった周辺整備のハード整備であったり、まちづくりであった

り、それが1係長にかかるというよりは2係体制にさせていただいて、スピード感をアップして、まちづくりを進めさせていただければといったところでございますので。

スタッフについては、もう両係共有というような気持ちでおりますので、そこはもう両係で共有しながら、スタッフ一丸で取り組んでいくというところには変わりはないので、柱をもう一本立てさせていただいて、スピード感を持って対応させていただきたいという思ひでおります。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） ハード面、ソフト面ということで共有しながらということで、大変ですね、寄り添いながら、坂本の方々に。賛否両論いろんな御意見は出てきておりますが、私はもう非常に最初、発災当時から丁寧に寄り添って進められておるといところで感じておるところでございます。

ぜひ、今の課長の思ひで頑張ってください。ただ、1つですね、最後も両係共有して、みんなで今の現状で取り組むということなんですが、私も1つ思ふのは、マンパワー的に増員というか、年度途中はなかなか難しいんでしょうけど。今、実態としてはどうですか。足りたと言いなってしょうけど、実際、今度はハード面、ソフト面で意見の吸い上げと、国・県との交渉、いろんな仕事ですね、私は物すごい来ると思ふとですよ。もう国・県、あと坂本の地域の方々、いろんなところに、かゆいところに手を届かせるぐらいやっておられるんでね。6名って聞いたときに、うーん、今後はどうなのかな。頑張るとは言われるんでしょうけど、実際どうなんだろうかね。人事課もおんなるけん。宮川課長からすると、人事課でもどっちでもいいですけど。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） では、引き続き、お答えさせていただきます。

まさに今、委員御指摘のとおり、国・県との協議というのもですね、特に支所周辺におきましては、坂本橋の本復旧というのもございますし、県道中津道八代線の高さ、位置というのをどうするかということも考えていかなければなりませんので、また、球磨川水系の緊急治水対策プロジェクトによります治水対策、こちらのほうも今、測量が進んでおりまして、やがて夏頃にはですね、地域の皆様のところへ説明に行けるというような状況になってきておりますので、御指摘のとおりかと思えます。

あと、住民の皆様の御意見もですね、丁寧に吸い上げていかなければならないというところはありますけれども、そういったことにつきましては、坂本支所の地域振興課ともですね、ちょっとしっかり連携させていただいて、マンパワー不足といいますか、地域住民の皆さんに寄り添った対応というのは、支所も含めて一体的にやらせていただくということでカバーできるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） 課長の覚悟といいますか、それと坂本支所とも連携してということですが、実際、国・県の交渉とか、かさ上げの問題等々、ハード面もある。そして、ソフト面では本当に地域の方々からいろんな話、それと復興が先ですからね。ダムを絡めて、声の大きい人の話も全部拾うて聞きよなごたっけん。それはそれとして、市民の意見だから、聞いてはいいんだけど、まず復興をやる上でマンパワー不足があるときは、ぜひ人事課も市長公室もおんなっどけんが、ようかんば連携していただいて、ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ないようでしたら、以上で組織機構の再編についてを終了いたします。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午後1時23分 小会）

（午後1時23分 本会）

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査
（八代市地域防災計画の修正について）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、八代市地域防災計画の修正についてをお願いいたします。

○危機管理課長（西村一章君） こんにちは。危機管理課、西村でございます。よろしくお願ひいたします。（「お願ひします」と呼ぶ者あり）恐れ入りますけれども、着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○危機管理課長（西村一章君） よろしくお願ひいたします。

資料につきましては、令和3年度八代市地域防災計画の修正について、カラー刷りのA4の資料、それから令和3年度八代地域防災計画修正新旧対照表（案）、それとA4縦の令和3年度避難所一覧ということで、3部ほどお配りさせていただいております。本日は、こちらカラー刷りの地域防災計画の修正についてという資料で説明させていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、資料の2ページ目をお願いいたします。

まず、今回の地域防災計画の修正の概要でございますが、2つの観点から修正を行っております。

1点目は、昨年の7月豪雨における災害対応に関する検証を踏まえた修正で、応急対応等で早急に見直しが必要な課題に対する改善の方向性に基つき修正を行ったものでございます。

2点目は、災害対策基本法の改正に伴うもので、避難情報の在り方を見直したものでございます。

1ページ飛ばしまして、4ページ目をお願いいたします。

7月豪雨の災害検証に関する検証につきましては、発災から避難所閉鎖までの4か月の災害対応について検証を行ったもので、応急・復旧対応について対応できた事項、課題、改善の方向性について整理しております。

また、検証については、下段の表に示す住民の避難から、災害対応を行うための庁内体制までの10項目で実施いたしました。

5ページ目をお願いいたします。

検証を踏まえた上での地域防災計画などへの反映状況については、まず検証で浮かび上がった課題に対する改善の方向性が全体で334項目ございました。そのうち、地域防災計画の修正に反映したものが70項目、個別計画や各種マニュアルなどの見直しと災害協定などその他の対応を行うものが264項目でございました。

6ページ目をお願いいたします。

今回、地域防災計画の修正を行ったものうち、主な10の課題について御説明いたします。なお、課題につきましては、これまで地域防災計画に記載があったものの、さらに踏み込んだ対応が必要になったものや新たに生じたものについて掲載をしておるところでございます。

7ページをお願いいたします。

1番目に避難情報の伝達における課題でございます。

内容は2点で、まず、防災行政無線の親機が水没によって使用不能となったことから、情報伝達の一部が途絶えたこと。夜中の豪雨のため、防災行政無線などの避難情報に気づかなかつたという課題でございます。

修正としまして、全ての対象者にいかなるときでも避難情報をお伝えできるように、スマートフォンやタブレットから情報を発信できる防災行政通信システムを用いて、防災アプリやメールなど、あらゆる伝達手段を駆使して迅速な周知を図ることとしました。なお、下段に赤字で示しておりますとおり、防災行政通信システムは、本年4月から運用を始めているところでございます。

8ページをお願いいたします。

2番目に、避難誘導における課題で、内容は、夜間に想定外の大雨になり、明るいうちに適切な避難誘導ができなかったこと。及び災害の状況に応じた避難先が分からない住民がいらつしたというものでございます。

修正としまして2点掲げておりまして、1点目に气象台や県の情報と併せて、日本気象協会の線状降水帯発現予測実証実験データ等を参考として、精度の高い早期の避難情報の発信により、早めの避難誘導を促すこと。2点目に、地区防災計画や避難行動計画の策定及び活用を促進し、地域における避難誘導の方法を確立するとしております。

9ページをお願いいたします。

3番目に、災害対策本部の運営における課題でございます。内容は情報提供を受けて総合的に情報の収集を危機管理課で行いましたものの、人員の不足により情報のトリアージまでは至らなかったというものでございます。

修正としまして、災害対策本部事務室の所掌事務を明確にし、人員も現行の33名から44名に増強するとしております。

なお、災害対策本部の所掌事務につきましては、次の10ページに示しております。こちらにつきましては、後ほど御確認のほうをお願いしたいと思います。

11ページをお願いいたします。

4番目に、現地災害対策本部の設置における

課題で、内容は、坂本支所が浸水してしまったため、現地災害対策本部を設置することができなかったというものでございます。

修正としまして、支所及び周辺の被災した場合に備え、利用可能な代替施設をあらかじめ設定しておくとしております。

12ページをお願いいたします。

5番目に、被災者の緊急輸送における課題で、内容は、業務の担当部署が明確となっていなかったため、車両の手配と人員の確保に時間を要した。また、大型バスを緊急輸送用に手配したものの、情報が被災者にうまく伝わらず、利用者は少数であったというものでございます。

これは、今回の災害で新たに生じた課題でございまして、これまで地域防災計画においては、被災地への人員の派遣や物資の輸送の記載はあったものの、被災地から被災者を緊急輸送する記載がなかったため、修正を行うものでございます。

修正としまして、被災者の緊急輸送に関することを、企画・情報班の分掌事務に加え、被災者の緊急輸送を行う場合は、関係機関と連携の下、あらゆる手段を講じて、あらかじめ被災者にその情報を伝達するものとしております。

13ページをお願いいたします。

6番目に、被災者向けの情報発信における課題で、内容は、被災者が求めている情報と発信する情報にズレが生じていたというものでございます。

例を挙げますと、発災10日目頃から生活再建に係る問合せが多くなってきたものの、相談窓口支援策の情報が届いておらず、その場で回答できなかった事例などでございます。

修正としまして、広報班は、被災者が必要とする情報ニーズの把握を行い、積極的な情報発信に努めるとしております。

14ページをお願いいたします。

7番目に、災害対応等における業務分担の課題で、内容は、担当部署が明らかになっていない業務があったため、迅速な災害対応に支障が生じたというものです。

こちらを例を挙げますと、坂本パーキングエリアの高速道路の利用やペット同行避難などの業務で担当部署が決まっていなかったというところでございます。

修正といたしまして、今回の災害対応を基に、災害予防・災害応急対応策・災害復旧復興の計画で、各班・各課の分掌事務を明確化するとしております。

15ページをお願いいたします。

8番目に、仮設トイレの設置における課題で、内容は、高齢者世帯が多かったことから、被災地において洋式の仮設トイレの設置要望が多くあったものの、対応することが困難であったというものでございます。

これにつきましても、今回の対応で新たに生じた課題でございます。

修正としまして、要支援者に配慮したトイレなど(洋式化・手すり)の設置に努める。また、平時から事業者と協定を締結し、物品等の確保体制の構築に努めるとしております。

16ページをお願いいたします。

9番目に、被災者への食料の供給における課題で、防災計画では、発災当日は備蓄食料を提供し、その後は炊き出しによることとなっておりましたが、急遽弁当を手配することとなり、また、弁当の事業者との協定等もなかったため、その調達に苦慮したというものでございます。

これにつきましても、今回の対応で新たに生じた課題でございまして、梅雨から夏場の食中毒が発生しやすい時期に炊き出しで食料を賄う方法について、衛生面での課題が生じ、弁当で食料供給を行ったというものでございます。

修正としまして、市は、弁当などの食料を調

達する場合、市内の指定業者や協定締結業者から購入する。食料提供業者と平時から協定を締結し、食料の確保体制の構築に努めるとしております。

17ページをお願いいたします。

10番目に、避難所における感染症対策で、内容は、コロナ禍での初めての避難所運営であったため、受入れ当初は、受付での検温、避難スペースでの3密防止などの必要な対策の実施に苦慮したというものでございます。

修正としまして、感染症流行時において災害が発生した場合には、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意するものとするということでございます。あわせて、災害の状況や地域の実情に応じ、感染症の予防・蔓延防止のための対策を行うとしております。

最後に、18ページをお願いいたします。

災害対策基本法の改正に伴う変更におきまして、避難情報の在り方を見直したもので、既に先月20日から適用されているものでございます。

内容としましては、これまでは避難準備・高齢者等避難開始とされていたものを、速やかに避難行動を開始していただくために、高齢者等避難に改められました。

また、避難勧告・避難指示につきましては、その違いが分かりにくく、避難指示が発令されるまで避難行動を起こさない課題があったため、避難勧告を廃止し、避難指示に一本化されたものでございます。

なお、地域防災計画につきましては、防災会議に諮り、見直すこととなっておりますが、本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議は開催せず、書面議決にて、去る6月10日に御承認をいただきましたので、御報告を申し上げます。

以上で令和3年度八代市地域防災計画の修正についての説明を終わります。どうぞよろしく

お願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） 本件について何か質問、御意見等ございませんか。

○委員（成松由紀夫君） 1点。大変すばらしいものができているとは思いますが、1点だけですね、ちょっと気になったのが、課題9、16ページの。食料ば、弁当云々。炊き出しも衛生面上いろいろあって。例えば、うちの地元の八千把校区で第1次避難所がコミュニティセンターになって、あそこは炊事場があって、炊き出し的なこともやったりもした経緯はあるんですが、なかなかそういうのが第1次避難所でもそろってる、そろってないというのもあるんで、多分こういうことになってると思うんですね。で、これで問題ないと思います。

ただ、飲料水。飲料水については、例えば、八千把のコミュニティセンターでいうと、あのときにもサントリーの災害協定の分で、1台につき100リットルの水を提供いただき、備蓄してる分と、あと会地公園の倉庫にもですね、ミネラルウォーターが300か400リットル備蓄されてるのも全部吐き出したんですよ。自販機自体も何かレバーの、災害時のやつをカチンとやれば、もうあれ全部飲料水が飲めるような状況になったりして、一番やっぱり助かったのは水だったんですよ。なので、今たしかですね、財産経営課が持っていると思うんですが、災害型自販機の協定を、たしか平成18年に坂田市政時代にコーラとやって、19年にサントリーとやって、そのほかにダイドーだんだかんだ、ヤクルトとかあったと思うんですよ。それを今、財産経営課が取り急ぎ整理しと思うんですけども、その災害協定の部分も、ここの課題9のところに、口に入れるものだから、食料提供業者の協定云々というのは、これ今からやることでしょうか。飲料水の場合は、もう災害協定がしてある分もあるので、そこら辺も、この地域防災計画の中にしっかり文

言としてぜひうたっていただくように、その辺
どうですか。もう協定結んでますからね。

○危機管理課長（西村一章君） ありがとうございます。成松委員おっしゃるとおりですね、やはり水というのは災害時においてはやはり誰
もが必要とするものでございます。

市におきましてはですね、5万人分の備蓄食
料及び水のほうを確保するというので、今3
か年計画でですね、水のほうは備蓄を進めてい
るというところでございます。

今、御提案のございました協定事業者からの
水の供給も併せてですね、地域防災計画に反映
していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） よろしくお願いま
す。

○委員（堀 徹男君） ちょっと今のお答えの
確認です。5万人分——何ておっしゃいま
した。

○危機管理課長（西村一章君） すいません、
失礼いたしました。5万人分でございます。
申し訳ございません。

○委員（堀 徹男君） いや、結局、深くあれ
るわけじゃないです。5万世帯というのは、
例えば、1人1食とかカウントしていったら。5
万世帯というのは、どういう見方をしてるん
ですか。

○危機管理課長（西村一章君） 地域防災計画
における1日分ですね、食料、水を備蓄する
というふうになっておりまして、その際、この
地域防災計画上の対象世帯数が約5万人とい
うふうになっておりますから、5万人分の水と食
料を計画的に調達するというものでございま
す。

○委員（堀 徹男君） それと、避難所の一覧
のほうを見せていただいてですね、災害の形態
に合わせて高所避難とかというふうに避難所
の選別も進めていただいたというふうに認識して

るんですけど、台風とですね、水害とかってい
う、その災害の種別に応じて避難所を変えると
いうことについてはですね、まだ始まったばかり
で住民の方には十分まだ周知が行き渡ってな
いと思うんですよね。災害種別に置く、それと
も自主避難所としての開設とは別にですね、行
政が開設する1次避難所としての位置づけの部
分の周知はですね、住民の方々にとってもです
ね、しっかり周知をしていただいて。

それともう一点が、台風や水害とかですね、
災害種別に応じて開設されるとき基準です
ね。例えば、自主避難所であったけれども、台
風のコースが近づいてきたから、台風の避難所
として新しい避難所に移すというときの判断基
準とかですね、その辺もちょっとお示しいた
ければなと思うんですが。

○危機管理課長（西村一章君） 今、委員から
御指摘がありました件につきましては、一番最
初にですね、自主避難所として避難所を開設し
たとして、その後、台風の進路が市内のほうに
向かって暴風域に入る可能性がでてきたとした
ときに、仮に、その際、雨台風で水害が懸念さ
れるという場合につきましては、浸水が考えら
れるですね、避難所につきましては、そこを閉
鎖して、今度はいわゆる2階、垂直避難がで
きるですね、避難所のほうを逆に指定するとか
というような対応をしてまいりたいというふう
に考えております。

以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） いや、もう今回はいい
ですよ。それで。

○委員（橋本徳一郎君） 今回、特に全面的
に見直しをされたということだと思っ
んですけど、去年の水害でいくと、川の水位が特に問題
になったかと思うんですよね。と、避難誘導は
気象情報を中心というふうに読み取れるん
ですけど、河川の状況とか、そういったもの
の情報

を取得するようなことは考えられないですか。

○危機管理課長（西村一章君） 避難情報の出し方につきましては、今、委員がおっしゃられた気象庁が発令する気象情報と併せまして、国土交通省が発表される河川水位情報ですね。こちら避難準備情報であったり、氾濫危険水位情報も逐一こちらのほうで入手した上で、総合的に判断して避難情報を出すようにしております。

以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（橋本徳一郎君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で八代市地域防災計画の修正についてを終了いたします。御苦勞さまでした。

執行部入替のため、小会いたします。

（午後1時43分 小会）

（午後1時43分 本会）

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査（令和3年度企画政策課において策定予定の計画について）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、令和3年度企画政策課において策定予定の計画についてをお願いいたします。

○企画政策課長（辻田美樹君） 企画政策課の辻田です。よろしく願いいたします。（「よろしく願います」と呼ぶ者あり）それでは、着座にて説明させていただきます。

資料につきましては、今朝お配りしました資料を御覧ください。対象地域を追加させていただいております。

それでは、令和3年度企画政策課において策定予定の計画について御説明いたします。

今年度、企画政策課では、3つの計画の策定を予定しております。それぞれの計画について

簡単に御説明申し上げます。

まず、第2次八代市総合計画第2期基本計画です。平成30年3月に策定した第1期基本計画の計画期間が令和3年度をもって終了することから、令和4年度から令和7年度までの4年間を計画期間とする第2期基本計画の策定を行うものです。

第2期基本計画の策定に当たっては、これまでの取組を総括するとともに、下記の視点に留意して行うこととしております。実効性のある計画、持続可能な行財政運営を推進する計画、市民の声を反映させた計画、分かりやすく、親しみやすい計画、このことにより、総合計画の基本構想に掲げる将来像、しあわせあふれるひと・もの交流拠点都市“やつしろ”の実現につながるよう取り組んでまいります。

現在の計画期間は、平成30年度から令和3年度。改定後の計画期間は、令和4年度から令和7年度となります。年内に原案を作成しまして、市議会への報告は令和3年12月及び令和4年3月を予定しております。

次に、八代市過疎地域持続的発展計画です。国の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日付で施行されたことを受けて、本市においても次期計画を策定するものです。過疎地域においては、財政的に有利な過疎債が活用できることとなっております。坂本町、東陽町、泉町が対象地域となっております。前計画の計画期間は、平成28年度から令和2年度となり、期間が終了しておりますが、今年度にも新計画を策定することで、対象期間は令和3年4月1日に遡るため、空白期間は生じないこととなっております。新計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度となります。市議会への提案は、令和3年9月を予定しております。

最後に、辺地総合整備計画です。

現計画期間の終了に伴い、辺地法に基づき次

期計画の策定を行うもので、過疎計画の策定と並行して作業を進めることとしております。過疎地域のうち、辺地の要件に該当する地域においては、財政的にさらに有利な辺地債が活用できることとなっております。対象となる辺地は9地域で、坂本町で5か所、東陽町で1か所、泉町で3か所となっております。この地域のうち、計画期間内に事業実施予定がある地域のみ計画策定を行うものです。

前計画の計画期間は平成28年度から令和2年度、新計画の計画期間は令和3年度から令和7年度となります。市議会への提案は、過疎計画と併せて令和3年9月を予定しております。

以上が本年度、企画政策課において策定予定の計画となります。

簡単ではございますが、これで説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） 本件について何か質疑、御意見はございませんか。

○委員（堀 徹男君） 辺地の9地域があるんですけど。その辺地として認定というかな、認められるとの、どこら辺が基準になってるんですか、過疎の中で。

○企画政策課長（辻田美樹君） 法律の、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律という中で、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんびな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当するものをいうとされているとされています。（委員堀徹男君「分かりました。後で詳しく資料ば見せてください」と呼ぶ）いいですか。すいません。はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で、令和3年度

企画政策課において策定予定の計画についてを終了いたします。ありがとうございました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午後1時49分 小会）

（午後1時51分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

執行部より発言の申し出があっておりますので、許可します。

○総務企画部次長（廣兼和久君） 総務企画部、廣兼でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど、危機管理課のほうから発言がありました、堀委員さんの御質問の件ですけど、5万世帯というふうに答弁したと思うのですが、5万人と。5万人のですね、1日2リットルを5万人分を今、備蓄をしているというところでございます。これは3年かけてしてございまして、今2年目というところになっております。あと1年で、来年で全てそろろうというふうな格好になりますので、訂正をさせていただきたいと思っております。（委員成松由紀夫君「水だけですか。水も食料」と呼ぶ）食料も併せてです。

○委員（成松由紀夫君） 確認だったのが、飲料水5万人という話だったんで、堀委員の質問は食べ物の話で、私の話が水だったんでというところで。

○総務企画部次長（廣兼和久君） すいません。水と食料合わせて5万人ということで、1日分は持つというところで、今、備蓄を進めているというところでございます。

○委員（太田広則君） もう一回確認です。水で1人1日2リットルでよかったですか。

○総務企画部次長（廣兼和久君） そうです。1人1日2リットルというところでございます。

○委員（太田広則君） 承知しました。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ありがとうございます。
した。

（執行部 退席）

○委員長（橋本幸一君） そのほか当委員会の
所管事務調査について何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上で所
管事務調査2件についての調査を終了いたしま
す。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件につい
て、お諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、な
お調査を必要とすると思いますので、引き続
き、閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと
思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 異議なしと認め、そ
のように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いた
しました。これをもって、総務委員会を散会し
ます。御苦労さまでした。

（午後1時53分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定に
より署名する。

令和3年6月18日

総務委員会

委員長